

【学長懸賞論文】

聖泉教育の理念とその具体例に関する一試論 ——学校マーケティング論の視点から——

野本 茂

1. 序 —問題の所在—

今、大学の在り方が大きな問題となっている。

これは、一つには、大学の大衆化（進学率の上昇）により、「…大学は、量としての市民を教育する『初等・中等教育』をうける『高等教育』の一機関にすぎず、しかも今日、国家や企業のような教育を主たる目的としない組織すら、それ自身の研究所や教育機関をもつ時代であって、大学は、この教育機能の拡散化の流れの中で、教育機関としての自己目的とそれにもとづく個性の、再認識を求められている…⁽¹⁾」からである。また、二つには、18歳人口が1992年をピークに急減していく状況が、「選ぶ大学」から「選ばれる大学」への変身、すなわち何らかの改革を図らなければ、学園の経営基盤が喪失してしまうという危機感を増長させているからである。

だが、改革を急ぐあまり拙速にも、つぎのような批判を受けることがあってはならない。「何事にも無難な態勢順応型のオッチョコチョイ人間を作るのが大学の仕事ではない。大学受験人口の激減を予想して、学問の府としてのプライド放棄をしてまで“客寄せ”の迎合姿勢が、今の日本社会に一般化しているのはどういうことなのか。当面の大学経営にそれが役立つとしても、教育の基本理念を喪失した学園は21世紀には生きられまい。⁽²⁾」

さて、このように、大学の在り方、わけても教育理念が問題となっているが、本学もその例外ではなく、従来の教育理念を見直すべきであると思料する。

すなわち、本学の開学以来の公刊資料に見られる教育理念は、「知育・徳育・体育の調和した人材の育成」、「己の如く人を愛する精神の育成」、「世界に通じる責任を自覚する人材の育成」、「世界に通用する教養や品性を身につけた人材の育成」、「勤労を尊び、天然資源を大切にす人材の育成」、「地域のニーズを自覚し、これに応え得る人材の育成」、「個性豊かなしかも国際感覚を身につけた教養ある人材の育成」、「実践的な技能を身につけた有能な人材の育成」、「企業の事務合理化に必要な即戦力となる要員の育成」、「実務を現実になすことのできる、実社会においてただちに役立つ人材や、やがては中堅企業を担っていくことのできる人材の養成」等々、種々の花が咲き乱れる秋の野の如く謳われている。これらすべてが教育の内実に反映されているのであろうか。いろいろなことをするという事は、結局のところ何もしていないことと同じであろう。

それでは、本学はどのような教育理念を再構築すべきであろうか。本稿では、この問題を、マーケティング論を応用して短期大学としての本学に対する社会的ニーズ(求められる人材像)から最適と考えられる教育理念を推論し、また、理念は具現化されなければならないから、その具体例を提示することとする。

なお、「理念」は、学園の事業を統合する指導原理あるいは教職員・学生が目指すべき目的の意味で用いることとする。

2. 短期大学一般の教育理念と本学の教育理念

本学の個性的理念を論じるにあたって、短期大学一般の基本的な教育理念に触れておかなければならない。本学の教育理念も、社会的に認知された短期大学である以上、それを離れて有りえないからである。

短期大学一般の教育理念は、学校教育法に見られるが、それはつぎような経緯により規定されてきたものである。

昭和22年に教育基本法及び学校教育法が制定され、新制大学が発足した。学校教育法第52条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定した。「すなわち新制大学は、旧制の高等教育機関、特に専門学校が、『普通教育を与える機会があまりに少なく、その専門化があまりに狭すぎ』、『学者の占める高い学識の世界と一般民衆の間に越えがたい溝が存していた』(第1次アメリカ教育使節団報告書)とされたのを一新し、人間的教養の基盤の上に、学問研究と職業人育成を進めようとの理念を掲げて誕生したのであった。⁽³⁾」

新制大学への転換を図る上で大きな問題となったのは、大学の基準に達しない学校の扱いであった。これらの学校については、昭和24年に、学校教育法の一部を改正し、暫定措置として修業年限2年または3年の大学を設け、これを短期大学と称することとした。その後、中央教育審議会等で明確な目的・性格をもつ恒久的な制度として、どう学校体系上位置付けるかが問題となり、昭和39年に学校教育法の大学の章に、短期大学の目的、修業年限等について新たな規定を設け、短期大学を恒久的な制度とした。すなわち、学校教育法第69条の2に、「大学は、第52条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することができる」とし、この大学を短期大学というとした。

このように、短期大学の目的あるいはその教育制度上の位置付けについては、一応の結論を得て、法律上恒久化された。

しかしながら、この法律の短期大学の目的にみる教育理念については、本学同様、各短期大学においてもいろいろに捉えられているのではなかろうか。つまり、その後、短期大学を取り巻く環境はかなり変わってきており、その解釈については、時代時代の状況によって、また個別の短期大学の状況によって、様々の論議が有りえる。

例えば、「職業又は實際生活に必要な能力」の今日的意味合いについては、どう考えるべきであろうか。その解釈によっては、社会人としての長期的な成長を考えるならば教養こそが必要な能力とみることもでき、また、専門的職業人としての実践的な資格や技術こそが必要な能力とみることもできるのである。

したがって、学校教育法上の短期大学の目的に関しては、その精神は尊重しつつもそのまま踏襲するのではなく、短期大学一般や本学の現状あるいは現代的課題を踏まえて、本学として適切な教育理念を規定しなければならないと考える。

そこでまず、短期大学の現状（平成2年度⁴⁾）をみると、つぎのように要約されよう。

- ・短期大学は高等学校卒業女子の4人に一人弱を受け入れている。
- ・在学者479,390人のうち、男子は4万人（9％）にすぎず、女子の枢要な高等教育機関となっている。
- ・自県内からの進学率は59％と、地域性が強い。

このうち、次世代を担う若年女子の主要な層が短期大学の教育対象であるということは、留意されなければならない。つまり、今後、わが国社会は工業化社会から情報化社会あるいは知価社会へ移行する。生涯教育が言われ、個性を重視した創造性啓発の教育が強調されるのも、原理的にはこのためである。女性は感性豊かでしかも木目細かい。今後、女性の社会進出が進むにつれ、彼女たちの創造性が重要となろう。このことへの留意である。

つぎに、本学の社会的ニーズを推察すると、以下のとおりである。

- ・滋賀県の産業構造は、県民所得ベースで製造業が5割強で、この製造業比率の高さは全国トップである。近江商人で有名であるが、上場企業の工場が誘致され、物作りの県といった方が的確である。しかし、製造業でも工場が多く、自動化が進むに伴い女子の事務職は求人が少なくなるであろう。その他、農業、流通業、金融、保険、不動産、サービス業等が突出せず、相応の構成をみせている。したがって、長崎県や沖縄県のように観光という重点的な産業があれば、業種に即して教育を受けた人材も必要であろうが、滋賀県の場合はそうではない。高等教育機関の数との相対でみてあらゆる業種に応じた人材育成が本学の採るべきスタンスであろう。
- ・職種についてはどうであろうか。東京、大阪の大都市圏に設立された短期大学であれば、特定の職種に強い人材を育成した方が分業的にはより望ましい。学校も多く、その特定の職種をこなす求人も多いであろうから、社会的ニーズにより効果的に応えていると言いえる。しかし、滋賀県の場合は、業種と同様に特定の職種にのみ強い人材を育てて欲しいというニーズは限定的であろう。

- ・さらに、本学の卒業生は大手の企業への就職が多いが、企業は大手になればなるほど、自己の事業遂行に必要な構成員の能力を職能別・職階別に定めている。そして、それに即した研修体系をもっており、実務的教育は自社でOJTや集合研修等の方法で綿密に行われる。しかし、人格教育や学理体系を重視した教育はあまり行われていない。

以上、短期大学は女子の枢要な高等教育機関となっており、今後の情報化社会・知価社会においてはその創造性啓発教育が期待されること、しかも地域性が強いこと、そして地域社会の主なニーズ、すなわち業種・職種に捕らわれない、つまり製造業でも銀行でも商社でも、総務部でも営業部でも広報室でもよい全業種・全職種型の、業務遂行上の素養・素質をもった人材を求めているということから、学校教育法の短期大学の基本的な教育理念を踏まえつつ、本学の在るべき個性的教育理念を推論すると、つぎの通りの結論となる。

人格陶冶（真理・道徳・芸術、真・善・美の調和した人格の形成）の課程を有機的に結合しつつ、専門の学芸を教授研究し、識見ある社会人・知性、創造性に富む適性豊かな職業人として地域社会に貢献する人材を育成する

3. 聖泉教育の理念の内実と具現化の方法

教育理念を空文として放置しないため、それは内実あるいは方法を持たなければならない。前項で表現した理念にそって在るべき内実を考察する。

(1) 「人格陶冶」とキリスト教主義

本学は、キリスト教主義の大学である。それは人格陶冶の基本となり、方法となる。すなわち、「神とは理想の自我を現実化したもの、完全に実現した人格性を客観化したものである。したがって神には真、善、美が実現され、あの諸活動に現われる全能力が具備されている。ゆえにこれは『聖なるもの』(das Heilige)としてわれわれの崇敬の対象となる⁽⁵⁾」。しかし、先般本学のビジョンを策定する懇談会の席上、学長が指摘されたように、(1)「キリスト教主義とは何か」、(2)「日本人のメンタリティーとどう関連するのか」、(3)「それをどう具現化するのか」の問題については、必ずしも明確ではないように思われる。私は、キリスト教の専門家ではないので、これらの論点に応えることはできない。本学には専門家がいたので、明らかにしていただければよい。ただ、日頃学生と接していて気になることは、本学の学生は主体性に乏しいということである。この点は(2)の点に根源的には関連するので、若干の論及をしておきたい。

そもそも、教養を高めるためには、主体的自我が確立されていなければならない。ところが、日本人の精神的風土（エートス）は仏教にあって、その哲学は「無」であ

る。無の存在としての「私」である。それ故に主体性が潜在してしまっている。空き缶を湖岸に投げ捨ててはいけなと分かっていながら、自分の世界の問題になっていないため、持って帰らないのである。欧米のキリスト教世界においては、神すなわち理想の自我に現実の自我を対比して、己れの無力と弱小とを感じる。したがって自我を理想の自我に近付けようとする。大学の原型である中世の大学は、この理想の自我に至る修養が唯一の教義であった。今後の日本人は、まさに「主体的自我」、しかも「洗練された自我」でなければならない。ここに、キリスト教精神を学ぶ真の意義があるように思う。

(2) 学科と「有機的に結合」した一般教育の在り方

人格陶冶は、大学においては「一般教育」あるいは「一般教養」の問題として扱われる。そして、ここで問題とするのは、キリスト教教育を除く、学校教育法の大学の目的にいう「広く知識を授ける」ための人文・社会・自然の科目群を総称する所謂「一般教育」の内実である。この一般教育は、前述のように、本学の教育理念から重視すべきものとなる。ただ、4年制ではないから、「広く」はできない。学科と有機的に関連する限りにおいて問題となる。本学には、英語科と商経科があるので、この両科にとって関連が深く肝要な一般教育とは何かが問題である。

さて、英語は、本学の大学案内の「学科紹介」にあるように、単なる一つの言葉ではなく、今や国際的コミュニケーションの手段である。しかも、商経科に関しても、わが国の経済はグローバリゼーション化し、所謂ボーダレスエコノミーにますますなっていく。それ故、英語科は当然として商経科の学生にとっても、専門教育の以前に、国際的な一般教養をしっかりとつことが肝要であろう。

そこで、問題は国際教養とは何かということである。教養とは真・善・美の人格的形成であり、その主体的素養はキリスト主義教育によることは前述した。したがって、それに国際的なものの見方・考え方を一般教育の内実として確立することとなる。この主旨での国際教養の主題としては、つぎの2点が重要であると思う。

- ・日本の世界戦略（国際関係の理念構築）——冷戦が終結し、世界の秩序は、米国、欧州、日本の3極構造によると言われる。しかし、日本の国際貢献の理念あるいは世界戦略について明確な国民のコンセンサスはあるのであろうか。トフラーは、日本の戦略について「…国内的に到達すべきゴールについては、上層部に一定のコンセンサスがある。内需の拡大、必要輸出量の減少、余暇を増やすことによる生活の質の改善、広範に悪化した環境の建て直し、などである。しかし海外での経済政策に関してはエリート層の間に大きな意見の相違があり、日本が将来どんな世界的役割を、もしあるとして、果たすべきか、定かな像はない。」⁽⁶⁾と指摘する。そして、世界が地域化に向かって分裂するだろうと仮定した上での役割の選択肢として、「東アジア・太平洋地域で主要な地位を占める」、「その国がどこであろうと開発途上国への経済的を絞る」、「日本の使命はグローバルで

あり、どんな特定地域にも縛られない」の3つが有りえるという。貴重な問題提起である。この問題を思考できる教養である。

- 西洋文化からの脱却と日本文化の再生——わが国は、明治以降、欧州の産業革命に端を発する西洋文明を取り入れ、工業化を進めてきた。それに成功したのは、経済合理性、効率性、画一性の徹底的追求である。しかし今日、いろいろな面にその限界が現れている。環境問題、貿易摩擦、拝金主義による問題解決等々、このままでは世界の孤児になるとまで言われている。梅原猛国際日本文化研究センター所長は、日本文化の源流は縄文文化にあり、それは森の文化、共生と循環の思想であったと言っている。日本の経済的合理性への偏重を克服するためには、日本独自の文化を創造していかなければならない。世界に模範はもはやない。公害克服、経済成長と国民生活の真の豊かさとの調和など発展途上国に示すべき課題を担っているのは、日本であろう。日本文化とは何か。共生と循環の文化とは何か、今後の日本人として共通に考えなければならない問題であり、この問題を思考できる教養である。

学科に有機的に関連する一般教育の内実として、考慮すべき第二は、いわば学問の基礎である。英語科も商経科も「学」を修めるわけであるから、少なくとも概念規定や推論の方法、社会科学的なもの見方・考え方、自然科学的のもの見方・考え方、そして、今後の高度情報化社会に対応する意味から情報問題を考えるための基礎が必要であろう。

(3) 「識見ある社会人・知性、創造性に富む適性豊かな職業人」と教育方法

今後の日本は知価社会に移行し、画一的教育ではなく個性を重視した創造性啓発の教育が求められることについては、異論がないであろう。

ところで、「識見」とは「学識と意見」、「知性」とは「認識と理解の能力」である。この意味するところは、つぎのとおりである。私は13年間の実務経験があるが、例えば部下の女子職員に会議の議事録をとってもらおう。この単なる記録も、会議でどのような点が話し合われ、どう決まったのか理解されなければ、記録にならない。また、消費税が導入された時、消費税そのものが理解できなければ、経理処理ができない。今日の変化の激しい実業界では、新規の業務が多い。周辺の情報を集め解析し、迅速かつ的確に処理していかなければならない。したがって、必要とされる能力は、表面的なものではないということである。これらについては、これまで触れてきた内実及び次項で触れる専門科目の学習をいかに深く極めるかであろう。

問題は「創造性」である。これは「識見」・「知性」を越える。すなわち過去の常識に捕らわれない自由な発想が必要である。しかし、その重要性にもかかわらず、創造性を高める教育とは何かは、衆目の認める見解がない。教育学でどこまで研究されているかわからないが、これからの問題ではないかと思われる。したがって、別途、個別の問題として論じる必要があるであろう。

そこで、今できることは何かという視点から考えてみると、それは自発的な学習あるいは考えさせる学習を行うということ、そして各々の学生の個性を重んじる教育、換言すれば木目細かい教育を行うということであろう。例えば、以前研究したことがあったが、「基礎演習」・「専門演習」の1対1の指導方法の工夫、学生参加型の講義（学生アンケートによる授業の工夫）等、知恵・工夫を凝らした教育である。

4. 聖泉教育理念の具体例

教育理念は、まず形としてあらわされなければならない。教務上、それはカリキュラム編成の問題である。カリキュラムとは、「学習者の精神的・身体的発展にあわせ（年齢経験の段階ごとに）、当人に社会化を順調に行わせるために、知識の学習と技術習得を可能とさせる教育・研究上の計画編成」⁽⁷⁾である。そして、本学には商経科と英語科が設置されており、それらのカリキュラムとして、前出の教育理念をどう現すのかという問題である。そこで、教育理念に対応させつつ、カリキュラム例（ただし商経科のみ）を示したいが、紙幅が限定されていることから、一覧表にして別掲する。

カリキュラム表の専門教育分野については、理念では「適性豊か」といっているが、これは体系的学理とその論理的展開能力を備えたという意味であり、いわゆる実践的知識・技術ではない。「学者」と「研究者」は区別されなければならない。学者は学理体系を重視する。学生も同様である。ところが、現行の商経科カリキュラムは、学理体系がしっかりしていない。したがってそれを整理している。

最後に、理念の具体化の実効性の問題である。すなわち、理念が明確化され、カリキュラムに具現化されても、それが効果的に使用されなければ何にもならないからである。また、理念は校務のあらゆる面に活かされなければならない。しかし、これらの点に関しては、紙幅の関係から詳述することができない。教務の充実の具体策の一端を別掲することとする。

5. 結び

わが国の高等教育機関は、「マスプロ教育」、「レジャーランド化」といった言葉に代表されるように、とかく評判が悪い。今後、本学も、そうした社会的批判を打開するだけでなく、進取の精神をもって地域社会や学生のニーズをよく踏まえ、対外的に誇れる、魅力ある教育サービスを提供していかななければならない。教育理念が不明確のまま、教員個人の授業がただ集合している大学から、十分検討された理念とカリキュラムに基づく組織的、体系的、機能的な教育を行う大学への転換である。本稿が、その一助ともなれば幸いである。

注

- (1)井門富二夫著『大学のカリキュラム』、玉川大学出版部、1988年、65頁。
- (2)岡野加穂留稿「大学は“真理探求”の理念を喪失するな」、『毎日新聞』、1992年5月4日。
- (3)文部省編『我が国の文教施策—新しい高等教育の構築を目指して—』、大蔵省印刷局、1990年、12頁。
- (4)上掲書、65頁。
- (5)河合栄治郎著『学生に与う』、社会思想社、1971年、171頁。
- (6)アルビン・トフラー(Alvin Toffler)著、徳山二郎訳『パワーシフト—21世紀へと変容する知識と富と暴力—』、フジテレビ出版、1991年、620頁。
- (7)井門富二夫著、前掲書、14頁。

[参考書]

- 岡昌宏著『大学教育論—その理念と精神を掘りさげる—』、行路社、1985年。
 東海高等教育研究所編『大学再生の条件—大学教育に新しい風を—』、大月書店、1991年。
Accreditation handbook, Commission on Institutions of Higher Education New England Association of Schools and Colleges, Inc., 1983.

(別 掲) 具体例

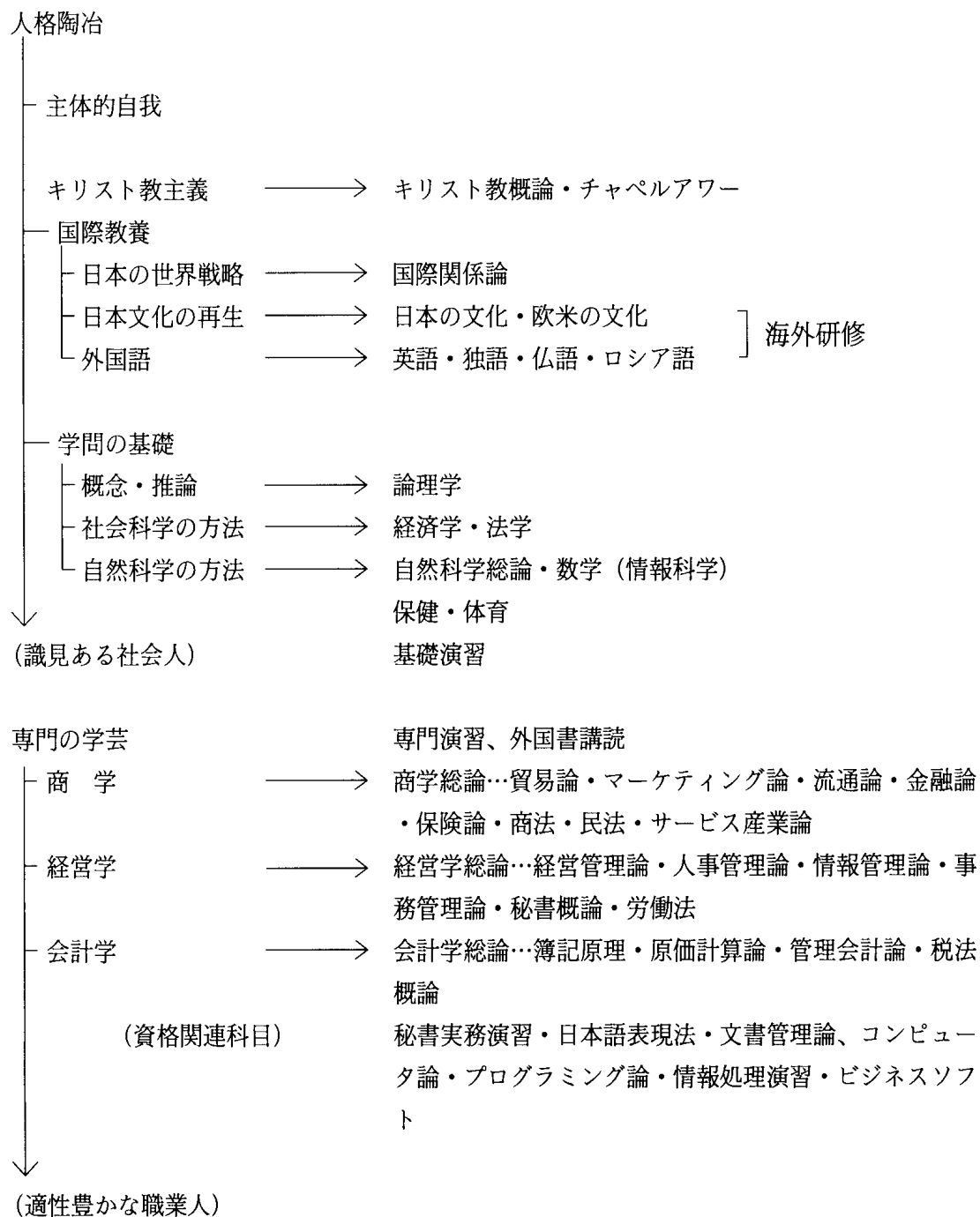
1. 「カリキュラム」……………別添資料1
2. 教育効果向上策
 - ア. Syllabus の導入……………別添資料2
 シラバス
 Syllabus は、学生に事前の学習予定を回次毎に示して教育効果の向上を図るとともに、教員と学生間の一つの約束事として、もし休講しなければならない回次の講義については補講しなければならないという教育の厳正化をもとめるものである。
 - イ. Syllabus 協議会の実施
 各教員の開示する科目内容(Syllabus)に重複がないか等、カリキュラム全体の適切な運用を図るための会議である。
 - ウ. 学生のニーズの把握……………別添資料3
 学生の講義内容の理解度を高めるため、学生の意見を聴き、教授内容・方法の改善を図ることをねらいとするものである。

別添資料1

聖泉教育理念の具現化—カリキュラム

[教育理念のキーワード]

[カリキュラム]



別添資料2

Syllabus (教授明細) (例)

教員名	野本 茂
科目名	商学総論
科目番号	
目的	商学の学理・体系を学び、商学関係の各種専門科目の内容について一通りの展望を得る。
内容	商学の基礎的概念、その各分野（商業学、貿易論、金融論等）の主要な概念・理論・実態・現代的課題等
指導方法	講義方式
教材	「商業学を学ぶ」（有斐閣）
日程	<p>第1講 序 聴講に当たっての留意事項、商学総論の課題</p> <p>1. 商学の基礎的概念—「商」・「取引」・「商品」・「市場」・「配給」・「流通」・「マーケティング」・「商業」・「商の原理」の一通りの理解</p> <p>第2講 2. 商業論</p> <p>(1)商業学説、(2)商業の広狭概念、(3)商業存立の理論的根拠</p> <p>第3講 (4)商業の史的概観（世界商業史・日本商業史）</p> <p>第4講 (5)小売業の基本的性格—流通における位置と役割</p> <p>第5講 (6)卸売業の基本的性格—流通における位置と役割</p> <p>第6講 (7)現代商業の現状と課題</p> <p>第7講 3. 商品論</p> <p>(1)商品の概念、(2)商品の資質、(3)商品の売買適性、(4)商品の分類、(5)商品取引所</p> <p>第8講 4. マーケティング論</p> <p>(1)商業の社会性と寡占企業の商業分野への進出、(2)マーケティング管理、市場調査・製品開発・価格設定・マーケティングチャンネル・販売促進</p> <p>第9講 5. 流通論</p> <p>(1)流通論の登場、(2)「流通」の概念、(3)商的流通と物的流通、(4)流通機構の類型、(5)卸売市場の機能、(6)流通近代化の課題</p> <p>第10講 6. 商業経営論</p> <p>(1)商業学批判と経営学の登場、(2)商業経営の特質</p> <p>第11講 (3)仕入れと販売—販売計画・仕入計画・販売価格・販売方法・販売サービス、(4)売買条件—商品の品質・商品の数量・受渡条件・支</p>

- 払条件、(5)売買の手続
- 第12講 (6)通貨と小切手・手形、(7)取引の種類と方法
- 第13講 前期のまとめと試験の課題
- 第14講 7. 消費者行動論
(1)ミクロ経済学の理論、(2)店舗選択の理論、(3)生産財使用者の行動
- 第15講 8. 貿易論
(1)貿易学説、(2)国内商業と国際商業、(3)多国籍企業のボーダレス化
- 第16講 (4)外国為替の仕組み、(5)我が国の貿易の現状と課題
- 第17講 9. 金融論
(1)金融の意義、(2)金融機関の種類と業務、(3)販売金融
- 第18講 10. 保険論
(1)保険の意義、(2)保険の種類、(3)保険会社の業務
- 第19講 11. 証券論
(1)有価証券の意義、(2)証券市場の意義、(3)証券の種類、(4)証券投資、
(5)証券会社の業務、(6)証券取引所の機能
- 第20講 12. 広告論
(1)広告の意義、(2)広告媒体、(3)広告代理業の形態と機能
- 第21講 13. 通信論
(1)通信の意義、(2)通信業の形態と機能
- 第22講 14. 運送論
(1)運送の意義、(2)運送業の形態と機能
- 第23講 15. 倉庫論
(1)保管の意義、(2)倉庫の種類、(3)倉庫業の形態と機能
- 第24講 16. 商業政策論
(1)商業政策の必要性、(2)公的介入の方法、(3)商業政策の歴史
- 第25講 (4)商業関連法規
- 第26講 17. 今後の商業の課題
- 第27講 18. 講座のまとめと各論の勉学に向けて

講座科目名	教員名	教員評価
下記のいずれかの評価を記入のこと。		
評価： A 非常によい		
B よい		
C まあまあ		
D 好ましくない		
E 不適当である		
一、() 科目全般の知識		
二、() 教室での学生と科目の有機的な結合		
三、() 学生に対する知識や独自の思考への刺激		
四、() 学生に対する態度・姿勢		
五、() 学生の学習に対する助力方法		
六、() 学生の学習に対する動機づけ		
七、() 教室での学生の討議参加への奨励		
八、() 学生の指導に対する意欲と実行力		
九、() 当該科目の全体的な指導能力		
一〇、() 効果的なコミュニケーションと平明度		
一一、() 質問に対する回答の平明度		
一二、() 他の見解に対する寛容度		
一三、() 講義内容についての興味		
一四、() 講義内容の妥当性		
科目について		
一五、() 教室での学生討議への興味		
一六、() 教室での学生討議の平明度		
一七、() 教室での学生討議の妥当性		
教材について		
一八、() 教科書への興味と平明度		
一九、() 教科書の質		
二〇、() 教科書の妥当性		
二一、() 副教材への興味		
二二、() 副教材の妥当性		
テスト・試験について		
二三、() あなたの学習効果が適性に示されているか？		
二四、() 採点の公平性と正当性		
二五、() あなたへの成績評価の公平性		
二六、() 試験の公平性		
二七、() 試験の妥当性		
二八、() あなたへの採点評価の公平性		
宿題について		
二九、() 興味ある宿題内容か？		
三〇、() 宿題の妥当性		

(出所：森田保男著「経営学事始め」、同文館、1990年、165頁)